大桑村障害者活躍推進計画

機関名	大桑村役場
任命権者	大桑村長
計画期間	令和８年４月１日～令和１３年３月３１日（５年間）
障害者雇用に関する課題	大桑村においては、令和７年６月１日時点の障害者任免状況通報において法定雇用障害者数を達成している。 令和８年７月以降の法定雇用率引き上げ（2.8%→3.0%）に伴う法定雇用障害者数の維持するため、障害者を対象とした職員採用を計画的に実施、また、組織的な体制整備や取組を検討し、障害特性に応じた支援体制の更なる充実を図り、雇用の定着を推進していく必要である。
目標	
１．採用に関する目標	法定雇用障害者数達成の維持
２．定着に関する目標	現在の法定雇用者数を下回らないように、障害者雇用について理解を図るとともに、不本意な離職者を極力生じさせないように毎年、任免状況通報の時期に、定着状況を把握・進捗管理を行う。
取組内容	
１．障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者,障害者職業生活相談員等）及び総務課に相談窓口を整備するとともに、関係機関（労働局、公共職業安定所等）と連携・情報共有を図る。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、３か月以内に選任を行い、選任予定の者が資格要件を満たさない場合、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
２．障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、職務の選定及び創出について検討を行う。 ○中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）が、円滑に職場復帰できるよう、職場環境の整備、職務選定、通院への配慮等の措置を講じるとともに、業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
３．障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○令和４年度に開庁した庁舎は、設計段階より障害者に配慮した建物となっているが、今後も障害者の要望を踏まえ、基礎的環境整備の見直しや就労支援機器の導入等必要な措置を講じる。 ○相談窓口への相談のほか、定期的な面談により、必要な配慮等を把握することとし、継続的に必要な措置を講じる。 ○措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつ、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

	○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられることといった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する
４．その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。